

平成29年度 第2回 埼玉県医療審議会資料

## 議事2

病院整備計画の計画変更について

## 病院の整備計画の公募に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募（以下「公募」という。）を行うに当たり必要な事項を定め、埼玉県の医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

### (申請者の責務)

第2条 公募に応じようとする者（以下「応募者」という。）は、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この要綱に定める手続等を遵守するものとする。

### (申出書の提出)

第3条 応募者は、知事が指定する期間内に、別紙様式1の「病院の整備計画申出書」（以下「申出書」という。）を保健医療部長に提出しなければならない。

### (申出書の審査)

第4条 保健医療部長は、病院の整備計画（以下「整備計画」という。）について医療提供体制整備の基本的方向との適合性、計画の確実性等を審査する。

2 保健医療部長は、前項の審査をするため、次の各号に掲げる者をもって組織する公募審査会を設置する。

- (1) 保健医療部長
- (2) 保健医療部副部長
- (3) 保健医療政策課長
- (4) 医療整備課長

### (採用する整備計画の決定)

第5条 知事は、医療審議会の意見も踏まえて採用する整備計画を決定する。

2 第1項の規定により決定したときは、保健医療部長は、速やかに応募者にその結果を通知する。

### (申出書の返却)

第6条 保健医療部長は、応募者から書面により応募の取下げがあったときは、当該者から提出された申出書を返却する。

(被採用者の責務)

第7条 採用の通知を受けた者(以下「被採用者」という。)は、採用に係る整備計画(以下「被採用計画」という。)に基づき事業を実施するものとする。

(採用後の状況の把握)

第8条 被採用者は、病院の開設等が行われるまでの間、四半期毎に被採用計画の進捗状況を保健医療部長に報告するものとする。

2 保健医療部長は、適宜被採用計画の進捗状況を医療審議会に報告するものとする。

(採用計画の変更)

第9条 被採用者は、被採用計画を変更する必要がある場合、別紙様式2の「病院の整備計画変更申請書」を保健医療部長に提出しなければならない。

2 保健医療部長は、医療審議会の意見も踏まえ、やむを得ないと認められる場合は承認するものとする。

(採用通知の失効)

第10条 被採用計画による期日までに事業が開始されないときは、保健医療部長は採用決定を取り消すものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

# 病院整備計画（平成25年8月採択分）の計画変更について

## 1 採択の状況

採択の時期	病院数	病床数	条件
平成25年8月	29病院	1,854床	平成30年3月までに開設

## 2 年度別整備状況

年度	H25	H26	H27	H28	小計	H29 整備予定	合計
整備済 病床数	96床	69床	166床	243床	574床 (17病院※)	821床 (11病院)	1,395床 (25病院)

※計画病床数の一部のみを整備済の病院：3病院あり

## 3 変更承認申請のあった病院

病院数	病床数
4病院	459床

### (1) 国立病院機構埼玉病院（和光市）

ア 整備計画：敷地内に新棟を建築

[増床200床(周産期・高度専門医療・救急・緩和ケア等)]

イ 変更内容：開設時期の延期（平成30年3月→平成30年10月）

ウ 変更理由：建築費高騰による入札不調により、建設業者の決定に時間を要したため開設時期を延期する。

### (2) 東川口病院（川口市）

ア 整備計画：新築移転 [増床50床(回復期リハ)]

イ 変更内容：計画中止

ウ 変更理由：建築費高騰のために新築移転を断念、病院隣接地へ増築しての増床を模索したが、50床を整備するには広さが不足しており増床計画を中止する。

### (3) 伊奈病院（伊奈町）

ア 整備計画：新築移転 [増床9床(救急)]

イ 変更内容：計画中止

ウ 変更理由：建築費高騰のために新築移転を断念、既存施設を改修しての増床を模索したが、9床を整備するには広さが不足しており増床計画を中止する。

(4) 順天堂越谷病院 (越谷市)

ア 整備計画：敷地内に新棟を建築 (増床200床)

イ 変更内容：

a 開設時期の延期 (平成30年3月→平成33年7月)

b 医療機能の変更

医療機能	変更前	変更後
高度専門医療 (がん)	40床	15床
高度専門医療 (脳卒中)	40床	0床
精神疾患を有する身体合併症患者に対応する救急医療	40床	40床
神経難病医療	40床	40床
緩和ケア	40床	20床
地域包括ケア	0床	45床
膠原病医療	0床	40床
合計	200床	200床

ウ 変更理由：

○ 本計画承認後に当法人の大学病院の計画が採択されたことを受け、医療機能を再検討する必要が生じた。

○ 検討の結果、当病院は、次のとおり、内科系を中心とした回復期・慢性期の医療機能を担うこととしたい。

【高度専門医療 (がん)・高度専門医療 (脳卒中)】

・ 外科系の対応に必要な高度専門医療 (がん・脳卒中) については、当法人の大学病院等と連携して対応するため減床する。

【緩和ケア・地域包括ケア】

・ 今後の高齢化社会の進展に伴い、在宅への復帰支援等の機能として需要が高まる地域包括ケア病床を増床する。

・ 緩和ケア病床については、高度専門医療 (がん) 病床を減床するため及び地域包括ケア病床で機能の一部を担うため減床する。

【膠原病医療】

・ 膠原病医療体制を充実させるため、外来診療に加え、重症患者の治療や合併症への対応が可能となるよう、専門医療に必要な病床を増床する。

○ 医療機能に係る再検討に時間を要したため、開設時期の延長を行いたい。